

第3回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

- 日時：令和3年1月25日（月）15：00～16：30
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・鉄道博物館 学芸部 ・東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道 （株）	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

■ 当日配布資料

- ・ 次第
- ・ 資料1：第2回委員会（11/9）の議事録確認
- ・ 資料2：調査方針について
- ・ 資料3：現地調査の進捗報告
- ・ 資料4：文献調査の中間報告
- ・ 資料5：現地見学会の実施状況
- ・ 資料6：築堤に関するメディア分析
- ・ 資料7：文化庁視察時のご意見
- ・ 資料8：学会の要望・視察等について
- ・ 資料9：全体スケジュール

2 議事要旨

(1) 第2回委員会(11/9)の議事録確認

- 開催記録について、修正の箇所がある場合は本会議の終了までに指摘いただき、ない場合は確定とする。(谷川委員長)
⇒配布した開催記録で確定

(2) 調査方針について

- 谷川委員長より、委員・東京都・港区が作成した「高輪築堤跡の調査の方針について」を説明。
- 上記は、高輪築堤跡の調査に関する理念・指針を示すものであり、これに準拠して、港区が仕様書や調査方法等を作成していくこととなる。調査の進捗にあわせて、加筆・修正していくことを前提としている。遺跡発掘調査報告書の「目的・方法」に完成版を記載することを想定している。(谷川委員長)
- 資料2-1(JR東日本加筆修正)を踏まえ、資料2を次の通り修正する。
 - p1 冒頭：修正なし
 - 「1. 高輪築堤跡の文化財的価値」：5・6項を追記
 - 「3. 調査の基本方針」：「上記2」⇒「上記1」に修正
 - 「4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会」1項：「文化財及び鉄道構造物の観点から」を追記
 - 「4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会」2項：「これを受けて」⇒「これを踏まえて」に修正
 - 「8. 遺構別の調査方針」冒頭：修正なし
 - 「8. 遺構別の調査方針 堤について」6項：「…のサンプリング、分析を行う」⇒「…のサンプリング、分析及び試験を行う」に修正
- 上記を修正することとし、内容について委員会で承認した。
- 詳細なデータを用いて、工区による工法の違いや修理箇所の裏づけを取る必要があるが、全体の残存状況が良いことから、JR から前回説明があったような詳細調査と簡易調査の区分が難しい。開発によって壊される遺構は完全な記録を行うという原則の範囲内にある。(谷川委員長)
⇒現地で保存できない場合、それに代わる措置として発掘調査をすることになる。その原則から言って、簡易／詳細という概念はない。当該部分を記録保存とする場合には、精細な調査が必要である。(東京都教育庁)

(3) 現地調査の進捗報告

- 1～4街区は3社の発掘会社で調査を行っている。適宜、情報共有や委員・港区からの助言・指導を行っており、今後も継続していく。また、調査担当者が現場を行き来し、

他の現場の状況を把握できる機会も継続的に持ちたい。(谷川委員長)

(4) 文献調査の中間報告

- 文献調査は、JR として整理しておく必要があるとともに、調査報告書に反映させていく必要もある。通常、文献調査と発掘調査を並行して進めとりまとめることになるが、その一環に取り込めるとよい。(谷川委員長)
- 発掘調査を行っている段階で現場にとってプラスになる情報は、是非共有いただきたい。(谷川委員長)
- 今後、高輪の地域史や近代化遺産を専門とする先生の指導が必要となってくる。早期に適切な先生を委員で検討していく。(谷川委員長)

(5) 報告事項

- はがきによる募集で約 2000 件の応募があったことは、他の遺跡の見学会と比較してもはるかに関心が高いと言える。(谷川委員長)
- 1/8 の報道公開は、JR の広報活動の一環として行ったものであり、学術的・文化財的価値については公表できていない。学術的・文化財的価値に関しては、全体像が見えるようになった段階で、別の形での公開の検討を港区に願います。(谷川委員長)

(6) 全体スケジュール

- 調査の仕様書の策定や協定書の締結等、事前準備を含めて「本調査」と記載している。(事務局)
- 3街区の本調査の着手にあたっては、記録保存の範囲を本委員会で承認するというステップが必要である。(谷川委員長)

3 議事録

3.1 開会

- (事務局) 第3回 高輪築堤調査・保存検討委員会を開催する。
- ・ 出欠について
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 次第の説明

3.2 第2回委員会(11/9)の議事録確認

- (谷川委員長) 事前に配布されている。私からの修正は、既に伝達・反映済みであるが、いかがか。前回と同様、意見がある場合は会議終了までにいただき、なければ確定とする。p8(下から7行目)海側石垣の重量に関する記載について、「大きなもので500kg」と発言した記憶があるが、「大きなもので200kg」と発言したように書かれているため、港区に確認したい。
- (港区) 小さなもので100kg程度、大きなもので200kg程度である。
- (谷川委員長) 大きなもので500kgと聞いた記憶があったため、確認した。修正はなしとする。

3.3 調査方針について

※谷川委員長より説明：資料2(調査方針について)

- (谷川委員長) 資料2は、委員・東京都・港区で作成した調査方針に関する原案について、委員やJRの意見をもとに、若干修正を加えたものである。JRより提示されている追加の修正案については、資料2の説明後に議論したい。「高輪築堤跡の調査の方針について」の性格・位置づけは、理念・指針を示すものであり、これに準拠した形で仕様書や調査方法等を作成していくこととなる。仕様書は契約時のものであるため、調査の進捗にあわせて、変更していくことになる。これは、特段珍しいことではなく、行政が定めている調査の規準の中の、理念・指針にあたるものと理解していただきたい。具体的な仕様書や調査方法は、次の段階で検討することになる。当然、本方針に関しては今後、加筆・修正が行われることも現段階で予測している。例えば、現在、記録保存調査の方針について記載しているが、現地保存や移築保存の調査に関しては、別途必要に応じて定める形になる。改訂版を作成していく、という考え方である。遺跡発掘調査報告書の冒頭に「目的・方法」という項目が入るが、その最初に本方針を載せたいと考えている。その

ため、改訂版を作成し、委員会で承認を受けた完成版を報告書に記載することを前提としている。

(谷川委員長) 「3. 調査の基本方針」の1項について、「上記2」は「上記1」の誤りであるため、修正をお願いする。

※議論：資料2-1（調査方針について（JR 加筆修正））

(谷川委員長) 質問・意見はあるか。

(JR) 冒頭の「なお、調査の実施にあたっては…」の一文は必要がないということか。

(谷川委員長) 文化財行政に関する文化庁からの通知は、多数存在する。文化財保護法、東京都の文化財保護条例、港区の条例や行政指導等を含め、我々は常にそれらを前提としている。この一文を特筆してしまうことで、これだけ守れば良いと思われるのではないかと不安を感じる。東京都の見解を聞きたい。

(JR) 一般的に公開されており、基本的に事業者もこの考え方に基づいて文化財の調査を検討していくものと思い、追記した。

(東京都教育庁) 大きなベースになっている一文であることは間違いないが、多数の通知が出ている中で、これだけ特筆することには違和感がある。あくまで行政目的調査であり、行政上通知が出たものは全て反映するというスタンスである。逆に、この一文のみでは不足する部分が出てくる。

(JR) 都度、調整・確認しながら進めていくということか。

(東京都教育庁) その通りである。

(JR) 当該通知に、埋蔵文化財の基本的な考え方や事業者としての対応の基本に関する記載があったため、本方針の助言となる内容に当たるのではないかと考え、追記した。当然、埋蔵文化財法の枠組みの中で検討するものであり、本方針の中には当該通達も含まれているという認識でよいか。

(谷川委員長) その通りである。冒頭の2行は採用しない。「1. 高輪築堤跡の文化財的価値」の5・6項は追記する。「4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会」1項は、設置要綱にある通り、「文化財及び鉄道構造物の観点から」を追記する。「8. 遺構別の調査方針」の3行は、本方針に考え方が含まれているため、採用しない。「8. 遺構別の調査方針 堤について」、8項は採用せず、6項を「…サンプリング、分析及び試験を行う」とし、様々なことができるという考え方としたい。これにより、JRとの意見交換が完了した。可能であれば、この場で委員会の承認をいただき、仕様書の策定を進めていきたい。欠落している資料①～④（フローチャートや模式図等）は、後ほど送付する。

(JR) 「4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会」2項は、設置要綱に記載されていない。あくまで設置要綱に記載されている文言のみとした方が

良いのではないか。

- (谷川委員長) 調査方法の中に、審議いただいている方針や具体的な調査方法が入ってくるという考え方である。したがって、削除しても良いが、具体的にかみ砕いた形で記載しておいた方が良いと判断した。仕様書は港区が作成することになるが、その後、様々な調査方法を検討する際、新たに対応しなければならない部分が生じてくる。設置要綱には調査方法に関する記載があるため、本方針に入れてもよいのではないか。
- (JR) 1・2項について、どちらも主語が「検討委員会は」となっているが、1項は「必要な助言を行う」、2項は「具体的な調査方法について決定する」とある。
- (谷川委員長) 設置要綱に規定されている範囲の中で、本委員会が助言の内容を決定する、ということである。今回も協議事項として決定していることになる。それが助言である、という考え方である。
- (JR) 本方針を受けて、実務レベルでは港区を中心に調整したうえで、より良い調査が進められるよう取り組む、という趣旨で良いか。
- (谷川委員長) その通りである。本方針は、あくまで理念・指針である。ただし、これに準拠した形で仕様書を作成いただきたい。詳細については、当然、協議という形になる。
- (JR) 提案に則り、具体的に進めるべき、と助言をいただいているという理解で良いか。
- (谷川委員長) その通りである。ただし、本委員会は事業者・東京都・港区で構成されたものであり、委員会の発言は重いと受け取っていただきたい。委員会における助言をほとんど聞かないということになってしまうと、委員会の存立の意味がないため、是非、尊重していただきたい。
- (JR) 方針を助言することを決定いただくという範疇を超えないということであれば、具体的な協議を進めていきたい。
- (古関委員) 以前、本方針は、開発計画を考慮せずに決定した方針という位置づけであると確認した。前回のバージョンが提示された際、その旨を記載する必要がないか尋ねたが、暗黙の了解であるとのことであった。
- (谷川委員長) それは保存の方針であり、今回審議いただいているのは、調査の方針である。
- (古関委員) 失礼した。「決定する」という文言は、重すぎるのではないか。決定したからには責任を伴い、仮に、民間会社に損失が発生した場合、株主訴訟となる可能性もある。本委員会が調査方針、具体的な調査方法を決定するのであれば、もう一言あっても良いのではないか。
- (谷川委員長) 当然、助言の範囲は超えない。誤解を受けないように、「これを受けて」ではなく「これを踏まえて」に修正する。如何か。
- (古関委員) 良い。
- (谷川委員長) 前回委員会の議事録に記載があるが、JRより、詳細調査と簡易調査に

関する考えを聞いた。前回委員会に置いては、1・4街区の状況が良く分かっていなかったこと、第2東西道路部分の調査も完全に終了していなかったことから、調査の方針を決定する段階ではないと判断した。その後、調査が進み、1～4街区の遺構の残りが非常に良いこと、第2東西道路部分の断面の調査により、築堤自体の構造が非常に複雑であることが分かってきた。1～4街区の検出調査から、施工の段階で工区を割っており、工法が違うことが想定できるようになった。また、修理箇所と想定される部分が出てきている。調査の課題として挙げているこれらの点について、詳細なデータを用いて裏づけをとる必要がある。したがって、仮に、詳細調査と簡易調査を行う場合、区分をどうするかという問題が生じてくる。例えば、ほとんどが破壊されている場合は簡易調査になると思うが、全体の残りが非常に良いこと、工区割りや修理箇所の想定ができること等から、詳細なデータを取らなければ証明できず、詳細調査と簡易調査の区分が非常に難しい。前回委員会で東京都から発言があったが、いわゆる記録保存（開発によって解体される遺構）の調査は、完全な記録を行うという原則の範囲内にある。

（東京都教育庁） 資料1 p9の通り、記録保存とは、現地で保存できない場合、それに変わる措置として記録（発掘調査）をする形になる。その原則から言って、簡易／詳細という概念はない。当該部分について、資料2-1で円滑化通知を提示いただいたことに関連するかもしれないが、築堤が規格性のある遺跡かどうかに関しては議論になる。ただし、工区による工法の違いが分かってきている。記録保存に切り替えた場合には、精細に調査を行う必要がある。

3.4 現地調査の進捗報告

※港区より説明：資料3（現地調査の進捗報告）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。検出調査は、2・3街区はほぼ完了、1・4街区は実施中であるが概ね全体像が見られる状態になっている。4街区では、詳細は不明であるが、構造物の基壇のようなものが発掘された。現在、2・3街区と1・4街区において、3社の発掘会社で調査を行っており、検出調査自体の方法に関する調整や情報共有等が必要な段階にきている。先週、3社に集まっていたが、情報共有をしたとともに、港区や私より助言・指導を行った。これについては、今後も継続していく。また、調査担当者が現場を自由に行き来し、他の現場の状況を把握できる機会も継続的に持ちたい。

3.5 文献調査の中間報告

※JRより説明：資料4（文献調査の中間報告）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。

（鉄道博物館） 鉄道博物館には、地図はあまりないが、錦絵、古写真、鉄道古文書（いわゆる当時の届出書類）等がある。まだ確認できていないが、おそらく築堤に関連する資料もあると思われるため、順次、確認を進めていく。また、「帝国鉄道協会会報（いわゆる業界誌）」が明治30年代より発行されている。京浜間の鉄道に関して、工法までは不明であるが、構造物、工期、費用等が一覧になっており、反映できると良い。さらに、鉄道関係雑誌「Rail（今月号）」の編集部において、明治期の築堤の写真を複数保管しているようである。それらも見ていくことで、ある程度、当時の状況・様子が分かるのではないか。

（谷川委員長） 様々な資料を収集しており、非常に参考になる。JRとして整理しておく必要がある一方で、我々としても、遺跡発掘調査報告書に反映させていく必要がある。江戸の遺跡の場合は通常、文献調査と発掘調査を並行して進め、それらを統合するという形が確立している。その一環にうまく取り込むことができると、我々としてはありがたい。また、写真等、現場にとってプラスになる情報は非常に参考になるため、発掘調査を行っている段階で、是非、共有いただきたい。最終的には、委員の指導のもと、遺跡発掘調査報告書にどのように活かしていくかを検討していくことになる。さらに、先ほど調査の課題で挙げたように、高輪の地域史や近代化遺産の観点が不足しているため、それらを専門とする先生の指導が必要となってくる。委員の追加に関しては、設置要綱上、委員会において承認いただくことになっているため、早期に適切な先生を委員で検討していく。案ができた段階で相談する。

3.6 報告事項

※JRより説明：資料5（現地見学会の実施状況）・

資料6（築堤に関するメディア分析）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。1/8の報道公開後、依頼していた見学会が実現し、非常に良かった。コロナ禍で事前申込制を余儀なくされ、大変手間がかかったと思うが、改めて感謝する。手間暇のかかるはがきによる募集で約2000件の応募があったことは、他の遺跡の見学会と比較してもはるかに関心が高いと言える。今回の報道公開は、JRの広報活動の一環として行ったものであり、学術的・文化財的価値については

公表できていない。1/8に同時にできればよかったが、直前に依頼したこともあり、無理をお願いできない状況であった。私の希望として、学術的・文化財的価値に関しては、全体像が見えるようになった段階で、別の形での公開の検討を港区にお願いしたい。

※東京都より説明：資料7（文化庁視察時のご意見）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。
（全員） なし。

※事務局より説明：資料8（学会の要望・視察等について）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。
（全員） なし。

3.7 全体スケジュール

※JRより説明：資料9（全体スケジュール）

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。1/25以降に本調査と記載があるが、仕様書の作成に入ることと理解してよいか。
（JR） その通りである。
（谷川委員長） 仕様書の作成や協定書の締結、発掘届の提出等、事前準備を含めて「本調査」と記載していると理解してよいか。
（JR） 問題ない。
（谷川委員長） 3街区に関しては、委員会として保存を要望している橋台部を含んでいる。前回委員会の議事録にも記載されているが、本調査の着手にあたっては、記録保存の範囲を本委員会で承認するというステップが必要である。第4回委員会は2月の半ば頃とし、議題は保存方針のとりまとめが想定されているが、詳細は懇談会で議論したい。

3.8 その他

（谷川委員長） 質問・意見はあるか。
（UR） 第2東西道路部分について、調査を終了いただき、感謝する。資料3 p3の第2東西道路部分の断面について、非常に興味深かった。断面を撮影しているということは、石等が全て撤去されている状態だと思うが、最終的には元に戻すのか。
（港区） 石は取り上げ、観察（重量・大きさ等のデータを記録）した後、処分する。

- (UR) 断面以外は埋め戻すのか。
- (港区) 現在埋め戻しており、4本の杭は抜いている状態である。
- (谷川委員長) 終了確認が下りているため、工事の着手が可能となる。
- (港区) 開発の影響で残すことができない部分（解体してなくなってしまう部分）については、記録保存を行う。第2東西道路部分は、道路工事に入る必要があるということで、委員会で協議され、先行して調査を行い、このような記録がされたという形になっている。今後、他の地点についても、保存に関する議論を行い、開発を優先する箇所に関しては解体・撤去することになる。発掘された遺物（石等）を保存するかは次のステップとなるが、埋め戻すことはない。「本調査」とは、全て解体・撤去するという意味である。

3.9 閉会

- (事務局) 本日頂戴した意見は、事務局で整理する。現地調査の進捗報告であった街区横断については、皆様と連携して進めたい。次回委員会は、日程調整を行ったうえで、決定次第、連絡する。
- (東京都建設局) 現地保存の結論は、第4回委員会で出るのか。
- (谷川委員長) 関係者との個別のやりとりはあるが、委員会における議論による。遺跡の重要性を念頭におくと、検討委員会、事業者、教育委員会は、学会や市民等に対する説明責任がある。個人的には、説明の論理が一致するかどうかであると考えている。スケジュールは重要であるが、スケジュールありきではなく、委員会の議論が最重要である。また、街区横断に関しては、打合せレベルだけでなく、現場レベルでも必要であるため、柔軟性を持った形で進めたい。
- (事務局) 第3回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上